

広島県立もみのき森林公園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十三号

広島県立もみのき森林公園管理規則の一部を改正する規則

広島県立もみのき森林公園管理規則（昭和五十九年広島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																									
<p>(利用の申込み)            第三条 施設等を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、アスレチックコースの利用については、利用券の購入により代えることができる。</p>		<p>(利用の申込み)            第三条 施設等を利用しようとする者（以下「利用申込者」という。）は、別記様式第一号による利用申込書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、ロープ塔及びアスレチックコースの利用については、利用券の購入により代えることができる。</p> <p>2   ロープ塔の利用券の種類は、次のとおりとする。            一   普通利用券            二   回数利用券            三   一日利用券</p>																									
<p>(利用許可書の交付等)            第四条 指定管理者は、前条の許可をしたときは、利用申込者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、アスレチックコースについては、利用券をもつて利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 利用許可書又は利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示（アスレチックコースの利用券にあつては提出）しなければならない。</p>		<p>(利用許可書の交付等)            第四条 指定管理者は、前条第一項の許可をしたときは、利用申込者に対し、別記様式第二号による利用許可書を交付するものとする。ただし、ロープ塔及びアスレチックコースについては、利用券をもつて利用許可書に代えることができる。</p> <p>2 利用許可書又は利用券は、施設等を利用する際、必ず携帯し、係員の請求があるときは、これを提示（ロープ塔の普通利用券及びアスレチックコースの利用券にあつては提出）しなければならない。</p>																									
別表 (第七条関係)	別表 (第七条関係)	別表 (第七条関係)	別表 (第七条関係)																								
<table border="1"> <tr> <th>減免対象者</th> <th>減免対象施設</th> <th>減免額</th> </tr> <tr> <td>一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td> <td>宿泊所の宿泊利用</td> <td>利用料金の額の二分の一に相当する額</td> </tr> </table>	減免対象者	減免対象施設	減免額	一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額	<table border="1"> <tr> <th>減免対象者</th> <th>減免対象施設</th> <th>減免額</th> </tr> <tr> <td>一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td> <td>宿泊所の宿泊利用</td> <td>利用料金の額の二分の一に相当する額</td> </tr> </table>	減免対象者	減免対象施設	減免額	一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額	<table border="1"> <tr> <th>減免対象者</th> <th>減免対象施設</th> <th>減免額</th> </tr> <tr> <td>一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td> <td>宿泊所の宿泊利用</td> <td>利用料金の額の二分の一に相当する額</td> </tr> </table>	減免対象者	減免対象施設	減免額	一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額	<table border="1"> <tr> <th>減免対象者</th> <th>減免対象施設</th> <th>減免額</th> </tr> <tr> <td>一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者</td> <td>宿泊所の宿泊利用 キャンプ場の常設テント、サイト及びビュート、テントの常設テント、サイト及びビュートの利用</td> <td>利用料金の額の二分の一に相当する額</td> </tr> </table>	減免対象者	減免対象施設	減免額	一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用 キャンプ場の常設テント、サイト及びビュート、テントの常設テント、サイト及びビュートの利用	利用料金の額の二分の一に相当する額
減免対象者	減免対象施設	減免額																									
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額																									
減免対象者	減免対象施設	減免額																									
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額																									
減免対象者	減免対象施設	減免額																									
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用	利用料金の額の二分の一に相当する額																									
減免対象者	減免対象施設	減免額																									
一 身体障害者手帳の交付を受けている者 2 戦傷病者手帳の交付を受けている者	宿泊所の宿泊利用 キャンプ場の常設テント、サイト及びビュート、テントの常設テント、サイト及びビュートの利用	利用料金の額の二分の一に相当する額																									

(略)	二 1 教育又は訓練を目的とした幼児連携型認定こども園園児又は幼稚園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体 2 1の団体の引率者	3 療育手帳の交付を受けている者 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	(略)	宿泊所の大広間及び小広間の宿泊利用		(略)	利用料金の額の二分の一に相当する額	
(略)	二 1 教育又は訓練を目的とした幼児連携型認定こども園園児又は幼稚園児、小学校児童、中学校生徒、高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者の一〇人以上の団体 2 1の団体の引率者	3 療育手帳の交付を受けている者 4 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者	(略)	宿泊所の大広間及び小広間の宿泊利用 キャンプ場の常設テント、テントサイト及びキャンプ用具の利用	オートキャンプ場の宿泊利用及び一時使用 一人一泊又は一回につきオートキャンプ場の利用料金の額を四で除した額に相当する額	(略)	利用料金の額の二分の一に相当する額	一人一泊又は一回につきオートキャンプ場の利用料金の額を四で除した額に相当する額

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号 (第3条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用申込書

年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

申込者 住 所  
(団体利用の場合は団体の所在地)  
氏 名  
(団体利用の場合は団体名及び代表者名)  
電 話( ) ー

次のとおり申し込みます。

利用期間	宿 泊	年 月 日から 年 月 日まで( 泊)
	一時使用	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
(略)		

様式第2号 (第4条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用許可書

年 月 日

様

広島県立もみのき森林公園指定管理者 印

次のとおり広島県立もみのき森林公園施設等の利用を許可します。

利用期間	宿 泊	年 月 日から 年 月 日まで( 泊)
	一時使用	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
(略)		

改正前

別記様式第1号 (第3条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用申込書

平成 年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

申込者 住 所  
(団体利用の場合は団体の所在地)  
氏 名  
(団体利用の場合は団体名及び代表者名)  
電 話( ) ー

次のとおり申し込みます。

利用期間	宿 泊	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで( 泊)
	一時使用	平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで
(略)		

様式第2号 (第4条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用許可書

平成 年 月 日

様

広島県立もみのき森林公園指定管理者 印

次のとおり広島県立もみのき森林公園施設等の利用を許可します。

利用期間	宿 泊	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで( 泊)
	一時使用	平成 年 月 日 時から平成 年 月 日 時まで
(略)		

様式第3号 (第6条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用料金返還申請書

\_\_\_\_\_年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_  
 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例第9条第3項ただし書の規定により、次のとおり利用料金の返還を申請します。

利用料金の納	許可年月日	_____年 月 日			
	利用	宿 泊	_____年 月 日から _____年 月 日まで( 泊)		
金の納	期間	一時使用	_____年 月 日 時から _____年 月 日 時まで		
入原因	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)				

様式第3号 (第6条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用料金返還申請書

平成 \_\_\_\_\_年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

〒 \_\_\_\_\_  
 申込者 住所 \_\_\_\_\_  
 団体名 \_\_\_\_\_  
 氏名又は代表者名 \_\_\_\_\_ 印  
 電話番号 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例第9条第3項ただし書の規定により、次のとおり利用料金の返還を申請します。

利用料金の納	許可年月日	平成 _____年 月 日			
	利用	宿 泊	平成 _____年 月 日から平成 _____年 月 日まで( 泊)		
金の納	期間	一時使用	平成 _____年 月 日 時から平成 _____年 月 日 時まで		
入原因	(略)		(略)		
	(略)		(略)		
	(略)				

様式第4号 (第8条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用料金減免申請書

\_\_\_\_\_年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

申請者 住所  
 (団体においては、その団体の所在地又は責任者の住所)  
 氏名  
 (団体においては、その団体名及びその責任者の氏名)  
 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例第10条及び広島県立もみのき森林公園管理規則第7条の規定により利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
利用施設	単位	通常の 利用料 金	減免対 象の利 用数	利用 料金 計	減免 額 小計
宿泊所(大広間・小広間)	1人1泊(幼児)	円	名	円	円
" ( " )	" (小・中学生及びこ れらに準ずる者)	円	名	円	円
" ( " )	" (その他15歳以上)	円	名	円	円
" (小広間)	4時間	円	時間	円	円
" (大広間)	"	円	時間	円	円
研修棟	"	円	時間	円	円
(略)					

(添付書類)

1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒，高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が，10人以上の団体で宿泊所の大広間又は小広間を利用する場合は，教育又は訓練の計画を記載し

様式第4号 (第8条関係)

広島県立もみのき森林公園施設等利用料金減免申請書

平成 \_\_\_\_\_年 月 日

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

〒 \_\_\_\_\_

申請者 住所  
 (団体においては、その団体の所在地又は責任者の住所)  
 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
 (団体においては、その団体名及びその責任者の氏名)  
 連絡先 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例第10条及び広島県立もみのき森林公園管理規則第7条の規定により利用料金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

利用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで				
利用施設	単位	通常の 利用料 金	減免対 象の利 用数	利用 料金 計	減免 額 小計
宿泊所(大広間・小広間)	1人1泊(幼児)	円	名	円	円
" ( " )	" (小・中学生及びこ れらに準ずる者)	円	名	円	円
" ( " )	" (その他15歳以上)	円	名	円	円
" (小広間)	4時間	円	時間	円	円
" (大広間)	"	円	時間	円	円
研修棟	"	円	時間	円	円
常設テント	1基1回	円	基	円	円
テントサイト	1箇所1回	円	箇所	円	円
貸出テント	1張1回	円	張	円	円
貸出毛布	1枚1回	円	枚	円	円
炊事用具	1組1回	円	組	円	円
(略)					

(添付書類)

1 教育又は訓練を目的として幼保連携型認定こども園園児又は幼稚園園児，小学校児童，中学校生徒，高等学校生徒若しくはこれらに準ずる者が，10人以上の団体で宿泊所の大広間若しくは小広間又はキャンプ場を利用する場合は，教育又は

た書面(別記様式第5号)  
2・3 (略)

様式第6号

証 明 書

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

広島県立もみのき森林公園の施設等を利用料金減免申請書に記載のとおり、学校教育活動に利用することを証明します。

\_\_\_\_\_年 月 日

幼保連携型認定こども園,  
幼稚園又は学校の名称

園長又は校長の氏名

訓練の計画を記載した書面(別記様式第5号)  
2・3 (略)

様式第6号

証 明 書

広島県立もみのき森林公園指定管理者 様

広島県立もみのき森林公園の施設等を利用料金減免申請書に記載のとおり、学校教育活動に利用することを証明します。

平成 \_\_\_\_\_年 月 日

幼保連携型認定こども園,  
幼稚園又は学校の名称

園長又は校長の氏名

印

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。